刈谷市教育委員会

学区外就学許可基準(市内で転居した場合)

- 1 小学校5年生及び中学校2年生の修了式以後に住所を移転する場合等で、卒業 まで引き続き従前の学校での就学を希望する場合(該当者に弟妹がいる場合は、 該当者が卒業するまでの期間に限り、弟妹についても許可できる。)
- 2 学期途中に住所を異動する場合で、学期末まで従前の学校での就学を希望する 場合
- 3 住所異動予定地の学区校へ、学期始めから就学を希望する場合(当該学年内に 住民票異動を伴う住居異動があることを必須条件として)
- 4 保護者の就労等により留守家庭児童となるため、親類(児童から3親等以内) に昼間預けている間、親類宅のある学区の小学校へ就学を希望する場合
- 5 年度途中の転居に伴い、指定された就学先に障害種に応じた特別支援学級がない場合
- 6 自治会の区域、子ども会の付き合いに合わせた学区に就学を希望する場合
- 7 学校での状況(いじめ又は不登校等)を解消するために、児童生徒の教育上、 学区外就学が適当であると教育委員会が認めた場合
- 8 その他、申請がやむを得ない事由と認められる場合

区域外就学許可基準(市外への転出または市内への転入に伴い、引き続きまたは新たに刈谷市の学校での就学を希望する場合)

- 1 小学校5年生及び中学校2年生の修了式以後に住所を移転する場合等で、卒業 まで引き続き従前の学校での就学を希望する場合(該当者に弟妹がいる場合は、 該当者が卒業するまでの期間に限り、弟妹についても許可できる。)
- 2 学期途中に住所を異動する場合で、学期末まで従前の学校での就学を希望する 場合
- 3 住所異動予定地の学区校へ、学期始めから就学を希望する場合(当該学年内に 住民票異動を伴う住居異動があることを必須条件として)
- 4 特別支援学校に入学する場合、院内学級に入級の場合
- 5 その他、申請がやむを得ない事由と認められる場合

<u>なお、就学希望学校の学区内までの通学については、交通事故等のないように保</u> 護者が責任を持って送迎すること。